

野球協約変更部（06→07）

旧（06）

第38条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社読売巨人軍 読売ジャイアンツ 東京ドーム 東京都
株式会社ヤクルト球団 東京ヤクルトスワローズ 神宮球場 東京都
株式会社横浜ベイスターズ 横浜ベイスターズ 横浜スタジアム 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 中日ドラゴンズ ナゴヤドーム 愛知県
株式会社阪神タイガース 阪神タイガース 阪神甲子園球場 兵庫県・大阪府

（2005年から2007年まで複保護地域とする）

株式会社広島東洋カープ 広島東洋カープ 広島市民球場 広島県

パシフィック野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社北海道日本ハムファイターズ 北海道日本ハムファイターズ 札幌ドーム 北海道
株式会社楽天野球団 東北楽天ゴールデンイーグルス フルキャストスタジアム宮城 宮城県

株式会社西武ライオンズ 西武ライオンズ インボイスSEIBUドーム 埼玉県

株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉ロッテマリーンズ 千葉マリンスタジアム 千葉県

オリックス野球クラブ株式会社 オリックス・バファローズ スカイマークスタジアム 兵庫県・大阪府

（2005年から2007年まで複保護地域とする）

福岡ソフトバンクホークス株式会社 福岡ソフトバンクホークス 福岡YAHOO!JAPANドーム
福岡県

[1972.12.18、1977.10.4、1978.10.12、1980.3.31、
1988.11.22、1990.9.7、1991.10.31、1991.11.22、
1992.7.21、1993.4.1、1999.12.1、2002.7.9改正、20
02.10.9追加、2003.3.19、2003.10.31、2004.9.8、20
04.11.2追加、2004.12.24、2005.1.28、2005.2.14、20
05.12.19改正]

（1977.12.22旧注2注3削除新注2追加、1980.3.31注削除）

新（07）

第38条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社読売巨人軍 読売ジャイアンツ 東京ドーム 東京都

株式会社ヤクルト球団 東京ヤクルトスワローズ 神宮球場 東京都

株式会社横浜ベイスターズ 横浜ベイスターズ 横浜スタジアム 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 中日ドラゴンズ ナゴヤドーム 愛知県
株式会社阪神タイガース 阪神タイガース 阪神甲子園球場 兵庫県・大阪府
(2005年から2007年まで複保護地域とする)

株式会社広島東洋カープ 広島東洋カープ 広島市民球場 広島県
パシフィック野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域
株式会社北海道日本ハムファイターズ 北海道日本ハムファイターズ 札幌ドーム 北海道
株式会社楽天野球団 東北楽天ゴールデンイーグルス フルキャストスタジアム宮城 宮城
県

株式会社西武ライオンズ 西武ライオンズ グッドウィルドーム 埼玉県

削除: インボイスSEIBU

株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉ロッテマリーンズ 千葉マリンスタジアム 千葉県

オリックス野球クラブ株式会社 オリックス・バファローズ 京セラドーム大阪 兵庫県・

削除: スカイマークスタジアム

大阪府

(2005年から2007年まで複保護地域とする)

福岡ソフトバンクホークス株式会社 福岡ソフトバンクホークス 福岡YAHOO!JAPANドーム
福岡県

[1972. 12. 18、1977. 10. 4、1978. 10. 12、1980. 3. 31、
1988. 11. 22、1990. 9. 7、1991. 10. 31、1991. 11. 22、
1992. 7. 21、1993. 4. 1、1999. 12. 1、2002. 7. 9改正、20
02. 10. 9追加、2003. 3. 19、2003. 10. 31、2004. 9. 8、20
04. 11. 2追加、2004. 12. 24、2005. 1. 28、2005. 2. 14、20
05. 12. 19、2006. 12. 4、2007. 1. 23改正]

(1977. 12. 22旧注2注3削除新注2追加、1980. 3. 31注削除)

旧(06)

第86条 (出場選手の自動抹消) オールスター試合に選抜された選手が、オールスター試合
出場を辞退したとき、その選手の出場選手登録は自動的に抹消され、所属球団のオールスター
試合終了直後の年度連盟選手権試合が10試合を終了する翌日まで、再び出場選手登録を申請
することはできない。オールスター試合前から出場登録を抹消されていた場合も同様の扱いと
する。

ただし、顕著な傷病等により出場できなかったものとコミッショナーが認めたときは出場登録
できるまでの期間を短縮することができる。

[1974. 11. 13、1992. 3. 5、2002. 10. 9改正]

新(07)

第86条 (出場選手の自動抹消) オールスター試合に選抜された選手が、オールスター試合
出場を辞退したとき、その選手の出場選手登録は自動的に抹消され、所属球団のオールスター
試合終了直後の年度連盟選手権試合が10試合を終了する翌日まで、再び出場選手登録を申請

することはできない。オールスター試合前から出場登録を抹消されていた場合も同様の扱いとする。

▼[1974.11.13、1992.3.5、2002.10.9、~~2006.10.2~~改正]

削除:ただし、顕著な傷病等により出場できなかったものとコミッショナーが認めたときは出場登録できるまでの期間を短縮することができる。